



5月31日(金)は世界禁煙デー

「世界禁煙デー」とは、世界保健機関（WHO）により1988年に初めて定められました。翌1989年からは「5月31日」と定められ、世界各国で「喫煙と健康を考える日」としてさまざまな催しが行われています。日本では厚生労働省が1992年から世界禁煙デーに始まる1週間（5月31日～6月6日）を「禁煙週間」と定めています。

たばこは、がんや循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常（早産、低出生体重児、死産、乳児死亡）など、深刻な健康被害の原因となります。また、受動喫煙によって非喫煙者の健康が損なわれることも問題となっています。自分のために、周りの人のために、禁煙に取り組んでみませんか。

受動喫煙とは

たばこの煙には三大有害物質であるニコチン、タール、一酸化炭素の他にも70種類以上の発がん物質が含まれています。受動喫煙は、燃焼しているたばこそのものから発生する煙と、喫煙者の口から出てくる煙を吸ってしまうことを呼びます。望まない受動喫煙の防止を図るために「健康増進法」では、人がたくさん集まる場所の管理者に対して、受動喫煙の防止に努めるよう定めています。

自分のため、大切な人のために禁煙を始めましょう

禁煙を決意したとしても「口寂しさ」「イライラ」などの不安や心配から諦めてしまうかもしれません。しかし、たばこをやめれば健康になり味覚や嗅覚もよくなるだけでなく、金銭的な余裕も生まれます。

「禁煙はつらくて苦しいもの」と思われがちですが、医師と一緒に取り組めば比較的楽により確実に禁煙できます。まずはかかりつけ医に相談してみましょう。



喫煙について詳しくは検索

e-ヘルスネット 喫煙 検索



たばこQ&A

分煙したらたばこの煙の被害はなくなる？

分煙していても喫煙者の体にたばこの煙がまとわりついて移動し、有害物質を拡散しています。たばこの煙がない環境でも匂いがわずかでも残っていると、たばこを吸わない人は受動喫煙と同様にたばこ由来の有害物質にさらされることとなります。（残留受動喫煙）

また、喫煙する夫の妻はそうでない人に比べて肺がんのリスクが1.3倍になり、家族に配慮して換気扇下で喫煙していても、子どもの尿からは大量のニコチン代謝物が検出されたというデータもあるなど、ひとりでも喫煙する人がいたら、家族全員の健康に影響が出る可能性があります。

加熱式たばこなら大丈夫？

加熱式たばこの煙に含まれる有害成分量はまだ研究途中で根拠が不十分とされています。また、煙が出ないので、受動喫煙による影響はないと思われるかもしれませんが、喫煙者が吸って吐き出した蒸気は外に出るので注意が必要です。

たばこにかかる費用は？

一説によると、

1日1箱喫煙すると… 1か月…1万2千円
1年 …15万円

もったいないと考えるかどうかはあなた次第です。
(健康推進課)

第52回熊野町ピンポン大会

時 6月30日(日) 開会式 9:15～

所 町民体育館

対 町内在住者、町内事業所に勤務または町内学校の通学者、町内スポーツクラブと交流のある人、家族および一人でも参加可能。

▷ 種目 (各トーナメント方式)

【団体戦】①男女別3人制

②3シングルス

【個人戦】①男女別一般の部 (年齢制限なし)

②小中学生の部

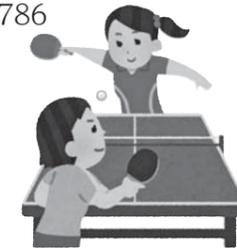
※参加人数により試合方法を変更する事あり。

¥700円/人 (保険料含む) ※当日受付へ

申 6月3日(月)までに町民体育館へ申込書を提出

所 熊野町卓球連盟事務局

相知 ☎080-6305-7786



令和5年度 スポーツ少年団顕彰受賞 おめでとうございます

3月17日(日)に広島国際会議場において、長年にわたりスポーツ少年団に貢献し、顕著な功績のある団体および個人に令和5年度広島県スポーツ少年団顕彰が授与されました。

この度、団体が拳志キッズスポーツ少年団、また個人でも拳志キッズスポーツ少年団代表指導者の松野一弘さん(呉地)がダブル受賞されました。

おめでとうございます。これからもスポーツ活動及びボランティア活動などを通しての青少年の健全育成にご尽力ください。



▲松野一弘さん

ブロック塀などの除却および建替え費用の一部を補助します

地震によるブロック塀などの倒壊により、通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれがあるブロック塀などの除却および建替えの実施に要する費用の一部を補助します。

▷ 補助対象ブロック塀 (以下の条件をすべて満たすこと)

- (1)緊急輸送道路、通学路、避難路に面するもの
- (2)道路面からの高さが0.8m以上のもの (擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.8m以上のものに限る)
- (3)ブロック塀にひび割れ・破損・傾き・ぐらつきなどがあり安全性が確認できないもの
- (4)建築基準法の規定に違反していないもの
- (5)その他町長が適当と認めるもの

▷ 補助金額

除却費用の2/3 (上限15万円)

除却後の軽量フェンスなどの新設費用の2/3 (上限15万円)

▷ 申請期間

6月3日(月)から予算がなくなるまで

▽ 備考

補助事業を実施し、令和7年2月末日までに実績報告を完了すること。

申 申請窓口 (都市整備課) で事前相談を行った後、申請をしてください。(先着順)

所 都市整備課 ☎820-5608

